私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱

平成 11 年４月１日　文部大臣裁定
平成 13 年１月６日　一部改正
平成 13 年４月１日　一部改正
平成 21 年４月１日　一部改正
平成 22 年４月１日　一部改正
平成 23 年 11 月 21 日　一部改正
平成 25 年４月８日　一部改正
平成 27 年５月 14 日　一部改正
平成 28 年３月 18 日　一部改正
平成 28 年４月 18 日　一部改正
平成 28 年 11 月１日　一部改正
平成 29 年５月１日　一部改正
平成 30 年６月４日　一部改正
平成 31 年４月１日　一部改正
令和２年４月３日　一部改正
令和３年２月４日　一部改正
令和３年４月１日　一部改正

（通　則）

第１条　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、同法施行令（昭和３０年政令第２５５号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、学校法人が、幼稚園の新設及び学級増のための園舎の新築及び増築、学級定員の引き下げに伴う増築、感染症対策に伴う増築、危険な状態にある園舎の改築、預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築、園舎の新増改築に際して行う屋外教育環境整備、園舎の耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、津波移転改築工事、施設等災害復旧事業、園舎の内部改修工事及びバリアフリー化工事に必要な経費の一部を補助することにより、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第３条　文部科学大臣は学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、補助金の交付を決定する会計年度（以下「交付決定年度」という。）までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下同じ。）に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) 幼稚園未設置の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は幼稚園が不足している市町村において、交付決定年度中に行われる幼稚園の新築及び増築で次に該当する学校法人

①　交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する学校法人

②　交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園の学級増を行う学校法人

(2) 改築を行う次に該当する学校法人
① 交付決定年度中に幼稚園の改築を行う学校法人
(3) 屋外教育環境整備
① (1)、(2)及び(7)に掲げる新築、増築、改築と同一年度に屋外における教育環境整備を行う学校法人
② (1)、(2)及び(7)に掲げる学校法人のうち、新築、移転又は既存建物の概ね半分以上の面積の改築が行われる場合で同一年度に整備を行うことが困難又は不適当であると認められる場合で、建築年度の翌々年度までに屋外における教育環境整備を行う学校法人
(4) 耐震補強工事等
① 交付決定年度中に幼稚園の耐震補強工事、非構造部材の耐震対策又は防災機能強化を行う学校法人
(5)防犯対策工事
① 交付決定年度中に幼稚園の防犯対策工事を行う学校法人
(6) アスベスト等対策工事
① 交付決定年度中に幼稚園のアスベスト等対策工事を行う学校法人
(7) 学級定員の引き下げに伴う増築、感染症対策に伴う増築
① 交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から３６人以上の学級定員を３５人以下に引き下げることに伴い、交付決定年度中に幼稚園の増築を行う学校法人
② 交付決定年度中に、感染症対策に伴う幼稚園の増築を行う学校法人
(8) エコ改修事業
① 交付決定年度中に幼稚園のエコ改修事業を行う学校法人
(9) 津波移転改築工事
① 交付決定年度中に防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号）第２条第２項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる幼稚園の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）を行う学校法人
(10) 施設等災害復旧事業
① 災害（平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２７年政令第３６１号）第１条の表の上欄に掲げる災害をいう。）により甚大な被害を受けた私立幼稚園（私立の幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分を含む。）の施設及び設備を復旧するための整備事業を行う学校法人
(11) 内部改修工事
① 交付決定年度中に幼稚園の内部改修工事を行う学校法人
(12) バリアフリー化工事
① 交付決定年度中に幼稚園のバリアフリー化工事を行う学校法人

２ 補助対象経費及び補助限度額は別表１及び別表２に掲げるとおりとし、補助率は３分の１以内とする。ただし、地震による倒壊の危険性が高いものの耐震化に係る補助対象経費は補助率２分の１以内、前項第１０号の施設等災害復旧事業については５分の２以内とする。

３ 新設の学校法人において、学校法人の設立者が学校法人の設立と同時に当該学校法人の設立及び幼稚園の新設に係る一切の権利義務を当該学校法人に承継する場合においては、その承継した債務のうち、当該幼稚園園舎の工事費に係る未払金等の債務の額を補助限度額とする。また、学校法人設立時において、当該園舎について工事請負からの引渡しが未了のまま承継した場合においても、年度内に完成し引渡しが完了する場合は同様の扱いとする。

（申請の手続き）

第４条　補助金の交付を受けようとする学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書に、事業計画書（別紙様式１）及び補助金計算書（別紙様式２）並びに次に掲げる調書を添えて、都道府県知事を経由し文部科学大臣に提出しなければならない。

①　交付を受けようとする年度の収支予算書
②　交付を受けようとする年度の前年度収支決算書（既存の学校法人のみ提出）
③　交付を受けようとする年度の前年度末貸借対照表（新設の学校法人は、学校法人の設立時における貸借対照表）
④　園則（幼稚園の新設の場合は開設時のもの、学級増又は学級定員引き下げの場合は学級増又は学級定員引き下げの直前のものに、学級増又は学級定員引き下げに伴って改正した部分を朱書きで表示したもの）
⑤　交付を受けようとする年度の園児募集要綱
⑥　建設予定の園舎等の設計図書（建設前後の部屋の配置が分かる平面図等）
⑦　工事の見積書及び内訳明細書
⑧　新設学校法人に関する調書（別紙様式３）（新設学校法人のみ提出）
⑨　園舎の耐力度調査票（公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成１８年７月１３日１８文科施第１８８号）別表第１、第３、第４、第５を準用）又は建物の経過年数が明確となる資料（改築の場合のみ提出）
⑩　耐震性能判定表（別紙様式４）（耐震化に係る工事の場合のみ提出）
⑪　現況写真（必要に応じて提出）

２　都道府県知事は、補助事業者から申請書の提出を受けたときは文部科学大臣あてに提出するものとする。

（交付決定の通知）

第５条　文部科学大臣は補助金交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上交付決定を行い、都道府県知事に通知するものとする。

２　文部科学大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として３０日以内に交付決定を行うものとする。

３　都道府県知事は、交付決定を受けた補助事業者に対し交付決定の通知（別紙様式５）を行うものとする。

（申請の取り下げ）

第６条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１０日以内に交付申請取下げ書を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第７条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（変更申請の手続き）

第８条　補助金の変更交付を受けようとする補助事業者は、補助金変更交付申請書に、事業変更計画書（別紙様式１）及び補助金変更計算書（別紙様式２）を添えて都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

２　都道府県知事は、補助事業者から変更交付申請書の提出を受けたときは文部科学大臣あて提出するものとする。

（変更交付決定の通知）

第９条　文部科学大臣は補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上交付決定の変更を行い、都道府県知事に通知するものとする。
２　都道府県知事は、交付決定の変更を受けた補助事業者に対し交付決定変更の通知（別紙様式６）を行うものとする。

（事業内容の変更）
第 10 条　補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、やむを得ない事情により事業内容の変更をしようとするときは、内容変更承認申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。
　ただし、補助金の額及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反せず、かつその変更が補助目的の達成により効率的にするために計画される変更で、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。
(1) 新築、増築、改築
①　「構造」及び「面積」以外に関して変更を加えること。
②　建築面積の全部又は一部を上位の構造に変更すること。
③　同一園地内において補助対象建物の位置を変更すること。
(2) 屋外教育環境整備
同一園地内において補助対象施設の位置を変更すること。

（補助事業の中止又は廃止）
第 11 条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別紙様式７）を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）
第 12 条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式８）を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績の報告）
第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定年度の翌会計年度の４月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式９－１）を都道府県知事に提出するものとする。
２　補助事業者は、交付決定年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付決定年度の翌会計年度の４月 30 日までに、国の会計年度終了に伴う実績報告書（別紙様式９－２）を都道府県知事に提出するものとする。
３　第１項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

（額の確定等）
第 14 条　都道府県知事は、前条第１項の報告を受けたときには、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別紙様式 10）するものとする。
２　都道府県知事は、補助金の額の確定を行ったときは、額の確定に関する報告書（別紙様式 11）に実績報告書を添えて速やかに文部科学大臣に提出するものとする。
３　都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条　文部科学大臣は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が関係法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関しての不正、怠慢その他不適正な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第16条　補助事業により取得し、又は効用の増加した施設については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

２　取得価格、又は効用の増加価格が１個又は１組５０万円以上の施設整備については、文部科学省告示で定める処分制限期間内は、文部科学大臣の承認を受けないで補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

３　前項の処分制限期間内において、文部科学大臣の承認を得て当該施設を処分したことにより収入があったときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

第17条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（調査報告）

第18条　文部科学大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に係る経費の状況及び施設の管理状況について、実地に調査し、又は報告を求めることができる。

【別表 1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築

<table>
<tr><th colspan="2">補　助　対　象　経　費</th></tr>
<tr><td>1. 本工事費</td><td>建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）
仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）
解体撤去費
実施設計費
耐力度調査費
耐震診断費
雑工事　建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等
家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。</td></tr>
<tr><td>2. 附帯工事費</td><td>本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）
<table>
<tr><th>工事の種類</th><th>附帯工事に含めるもの</th><th>附帯工事に含めないもの</th></tr>
<tr><td>1. 電気工事</td><td>差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）</td><td>移動照明器具</td></tr>
<tr><td>2. 給水工事</td><td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td><td></td></tr>
<tr><td>3. 衛生工事</td><td>汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 冷暖房工事</td><td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式
冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td><td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td></tr>
<tr><td>5. ガス工事</td><td>ガス配管、諸コック</td><td>ガス器具（コンロ等）</td></tr>
<tr><td>6. 給食リフト工事</td><td>給食リフト一式</td><td></td></tr>
<tr><td>7. 防火、消火工事</td><td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td><td>消火器</td></tr>
<tr><td>8. 放送等弱電工事</td><td>室内スピーカー、電気時計</td><td>放送器、マイクロホン、電話機</td></tr>
<tr><td>9. 避雷工事</td><td>避雷針設備工事一式</td><td></td></tr>
<tr><td>10. 排水工事</td><td>排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>11. 門、囲障等の工事</td><td>門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">12. 上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3. 買収費</td><td>幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費
（教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む）</td></tr>
</table>

2.屋外教育環境整備（1園当たり500万円以上の事業を対象とする）

補助対象経費	
1.樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2.アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）
3.築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4.屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5.ベンチ	土地に固着したもの
6.花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7.水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8.便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9.給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
10 電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
11 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

3.耐震補強工事等（1園当たり400万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、１園当たり200万円以上）の事業を補助対象とする）

<table>
<tr><th colspan="3">補助対象経費</th></tr>
<tr><td>1.工事費及び附帯工事費</td><td colspan="2">柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費
【防災機能強化事業】
<table>
<tr><th colspan="2">工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr>
<tr><td colspan="2">非構造部材の耐震化</td><td>a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事
b.建具及びガラスの落下防止工事
c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
d.天井材(下地材･天井ボード)及び天井器具(照明器具･空調機器等)の落下防止工事
e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事
f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事
h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
i.既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防災機能強化</td><td>備蓄倉庫等の整備</td><td>備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）</td></tr>
<tr><td>避難経路の確保</td><td>外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等</td></tr>
<tr><td>屋外防災施設の整備</td><td>既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も補助対象にする。）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2. 耐震診断費、耐震点検費</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3. 実施設計費</td><td colspan="2">補助対象工事費に係る設計費とする</td></tr>
</table>

4. 防犯対策工事（1園当たり100万円以上の事業を補助対象とする。）

補助対象経費	
1. 防犯対策工事費	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事 ② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事 ③ 門やフェンス等の設置・改修工事 ④ その他安全対策のために必要と認められる工事 上記の施工工事と一体として行われる防犯監視システムや通報設備の設置工事。
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする。

5. アスベスト等対策工事（1園当たり400万円以上の事業を補助対象とする）

補助対象経費	
1. アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にＰＣＢを使用した照明器具の交換工事費
2. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

6. エコ改修事業（1園当たり400万円以上の事業を補助対象とする）

	補助対象経費
1. 機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2. 電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3. 建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4. 給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5. ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6. 土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

7. 津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする）

	補助対象経費
本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事｜建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。

8. 施設等災害復旧事業

（事業費の下限は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の規定により確認された私立幼稚園（この区分において「特定私立幼稚園」という。）及び私立の幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分にあっては 30 万円以上、特定私立幼稚園以外の私立幼稚園にあっては 60 万円以上の整備事業）

	補　助　対　象　経　費
施設等復旧費	災害により被災した施設・設備の復旧整備

9. 内部改修工事（衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々１件として取扱い、１件当たり 200 万円以上の事業を補助対象とする。）

補　助　対　象　経　費		
1. 内部改修工事費	園舎の内部改修のために行う以下の施設工事等に要する工事費	
	衛生環境改善	①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化工事を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修 ②園舎の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）
	園舎の一部改修	①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修 ②感染症対策のための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修
2. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする	

10. バリアフリー化工事（1 園当たり 150 万円以上の事業を補助対象とする。）

補　助　対　象　経　費	
1. バリアフリー化工事費	園舎等のバリアフリー化のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 障害を有する園児が在園している、又は在園する予定がある幼稚園の工事 ② 障害を有する教職員等が勤務する幼稚園で特に必要と認められる工事 ③ 地域コミュニティや防災の拠点として幼稚園を整備する上で園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事 ④ その他園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする。

【別表 2】補助限度額

事　業　区　分	補　助　限　度　額
1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築津波移転改築工事	毎年度の予算で定める 1 平方メートル当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
2. 屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1 件として取り扱い、1 件当たり 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
3. 耐震補強工事等	1 園当たり 1 億円（避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については 500 万円）を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
4. 防犯対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
5. アスベスト等対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

6. エコ改修事業	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
7. 施設等災害復旧事業	1 園当たりの「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
8. 内部改修工事	衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々１件として取扱い、１件当たり１億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
9. バリアフリー化工事	１園当たり１億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

附　則（平成２５年４月８日）

第１条　別表１及び別表２を次のとおり読み替えるものとする。

【別表 1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築

<table>
<tr><th colspan="2">補　助　対　象　経　費</th></tr>
<tr><td>1. 本工事費</td><td>建物の躯体工事(基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等)
仕上げ関係工事(屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等)
解体撤去費、実施設計費、耐力度調査費、耐震診断費
雑工事｜建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等
家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。</td></tr>
<tr><td>2. 附帯工事費</td><td>本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）
<table>
<tr><th>工事の種類</th><th>附帯工事に含めるもの</th><th>附帯工事に含めないもの</th></tr>
<tr><td>1. 電気工事</td><td>差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）</td><td>移動照明器具</td></tr>
<tr><td>2. 給水工事</td><td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td><td></td></tr>
<tr><td>3. 衛生工事</td><td>汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 冷暖房工事</td><td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td><td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td></tr>
<tr><td>5. ガス工事</td><td>ガス配管、諸コック</td><td>ガス器具（コンロ等）</td></tr>
<tr><td>6. 給食リフト工事</td><td>給食リフト一式</td><td></td></tr>
<tr><td>7. 防火、消火工事</td><td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td><td>消火器</td></tr>
<tr><td>8. 放送等弱電工事</td><td>室内スピーカー、電気時計</td><td>放送器、マイクロホン、電話機</td></tr>
<tr><td>9. 避雷工事</td><td>避雷針設備工事一式</td><td></td></tr>
<tr><td>10. 排水工事</td><td>排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>11. 門、囲障等の工事</td><td>門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">13. 上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3. 買収費</td><td>幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費
（教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む）</td></tr>
</table>

2.屋外教育環境整備（1園当たり500万円以上の事業を対象とする）

補助対象経費	
1.樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2.アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）
3.築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4.屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5.ベンチ	土地に固着したもの
6.花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7.水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8.便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9.給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
10.電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
11.実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

3. 耐震補強工事等（1園当たり400万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、1園当たり200万円以上）の事業を補助対象とする）

<table>
<tr><th colspan="2">補助対象経費</th></tr>
<tr><td>1.工事費及び附帯工事費</td><td>柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費
【防災機能強化事業】
<table>
<tr><th colspan="2">工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr>
<tr><td colspan="2">非構造部材の耐震化</td><td>a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事
b.建具及びガラスの落下防止工事
c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
d.天井材(下地材･天井ボード)及び天井器具(照明器具･空調機器等)の落下防止工事
e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事
f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事
h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
i.既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防災機能強化</td><td>備蓄倉庫等の整備</td><td>備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）</td></tr>
<tr><td>避難経路の確保</td><td>外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等</td></tr>
<tr><td>屋外防災施設の整備</td><td>既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も補助対象にする。）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2.耐震診断費、耐震点検費</td><td></td></tr>
<tr><td>3.実施設計費</td><td>補助対象工事費に係る設計費とする</td></tr>
</table>

4.アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）

補助対象経費	
1.アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にＰＣＢを使用した照明器具の交換工事費
2.実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

5.エコ改修事業（1園当たり200万円以上の事業を補助対象とする）

	補助対象経費
1.機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2.電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3.建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4.給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5.ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6.土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7.実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

6.津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする））

	補助対象経費
本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事　建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。

【別表2】補助限度額

事業区分	補助限度額
1.新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築津波移転改築工事	毎年度の予算で定める1平方メートル当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
2.屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1件として取り扱い、1件当たり1,000万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
3.耐震補強工事等	1園当たりの「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）。ただし、避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については補助対象工事費は500万円を限度とする。
4.アスベスト等対策工事	1園当たり1億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

5.エコ改修事業	1園当たり1億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については1,000万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

第２条　前条は、次項に定めるものを除き、平成２４年度補正予算（第１号）及び平成２５年度予算に係る国庫補助金の交付について適用する。

２　前条の別表のうち、耐震補強工事の補助対象限度額については、平成２４年度当初予算（平成２５年２月２６日以後に初めて事業計画書を提出する事業に限る）に係る国庫補助金の交付より、地震防災対策特別措置法第４条の規定が効力を有する期間までの予算に係る国庫補助金の交付に適用する。

附則（平成２８年３月１８日）

第１条　この要綱は、平成２８年３月１８日から実施し、平成２７年１０月７日から適用する。

第２条　要綱第３条第１項第９号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第８調査事務取扱１（１）及び（２）並びに４の規定は準用しない。

第３条　要綱第３条第１項第９号に規定する事業については、平成２７年度末までに交付を決定するものに限る。

附則（平成２８年４月１８日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と、「エコ改修事業（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「エコ改修事業（１園当たり２００万円以上の事業を補助対象とする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成２８年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成２８年１１月１日）

第１条　この要綱は、平成２８年１１月１日から実施し、平成２８年１０月１１日から適用する。

附則（平成２９年５月１日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成２９年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成３０年６月４日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成３０年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成３１年４月１日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成３１年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和２年４月３日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、令和２年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和３年２月４日）

第１条　この要綱は、令和３年２月４日から施行する。

附則（令和３年４月１日）

第１条　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和３年度末までに交付を決定するものについて適用する。

【別紙様式１】

都道府県名	
学校法人名	
幼稚園名	
設置年度	

令和　　年度私立幼稚園施設整備費 補助事業（変更）計画書

1. 幼稚園の状況

幼稚園所在地（変更後）		園地の状況（変更後）		園地面積（変更後）	

	区分	令和　年度（前年度）				令和　年度（申請年度）				令和　年度（次年度）			
		定員・学級数		現員・学級数		定員・学級数		現員・学級数		定員・学級数		現員・学級数	
幼児数等	満３歳児												
	３歳児												
	４歳児												
	５歳児												
	計	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級
	預かり保育												

2. 新築・増築・改築

(1)事業実施後の園舎の状況

（園舎面積　　㎡　〔構造　　〕，　運動場面積　　㎡）

保育部門		管理部門	
保育室（　　）	㎡	職員室（　　）	㎡
遊戯室（　　）		保健室（　　）	
預かり保育室（　　）		会議室（　　）	
図書室（　　）		相談室（　　）	
教材・器具庫（　　）		ＰＴＡ室（　　）	
その他（　　）		便所	
（　　）		廊下・階段・昇降口	
（　　）		その他（　　）	
計	0㎡	計	0㎡

(2)保育室等の内訳

保育室内訳		
ﾀｲﾌﾟ１		
ﾀｲﾌﾟ２		
ﾀｲﾌﾟ３		
ﾀｲﾌﾟ４		
ﾀｲﾌﾟ５		
預かり保育室内訳		
ﾀｲﾌﾟ１		
ﾀｲﾌﾟ２		
ﾀｲﾌﾟ３		

(3)旧園舎の状況（耐震化に係る改築は、耐力度点数欄に耐震性能に係る数値を記載）

建物名称	構造	建築年度	面積	処分方法	耐力度点数	取り壊し時期	補助金交付年度

(4)工事費

工事区分	見積額
建築工事費	
解体費	
実施設計費	
計	0千円

(5)工事期間等

契約時期		着工時期		完成時期	

3. 屋外教育環境整備

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	見積額
計			0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

4. 耐震補強工事等

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

5. 防犯対策工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

6. アスベスト等対策工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

7. エコ改修事業

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	見積額
計			0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

8. 内部改修工事

事業区分	建物名称	建築年度	工事の内容、員数・数量等	見積額
計				0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

9. バリアフリー化工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	

【事業計画書の記入要領】

1. 幼稚園の状況（申請する事業区分にかかわらず必ず記入する。）

○　幼稚園所在地を上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の所在地を併せて記入する。

○　園地の状況は、自己所有、借地などを上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地の状況を併せて記入する。

○　園地面積を上段に記入し、移転する場合や園地を拡張する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地面積を併せて記入する。

○　幼児数等は、申請年度の前年度、申請年度、申請年度の次年度（それぞれ５月１日現在、予定を含む）の定員と定員上の学級数及び現員と現員上の学級数を、「満３歳～５歳児」及び「預かり保育」に区分して記入する。

2. 新築・増築・改築（該当事業を〇で囲むこと。）

(1) 事業実施後の園舎の状況

○　完成後の総園舎面積（増築の場合は旧園舎面積を含む）、園舎の構造（下記表示参照、以下同じ）、運動場面積を記入する。

○　園舎を「保育部門」「管理部門」に分類し、用途別に面積の内訳を記入する。

○　一つのスペースを複数の用途に兼用する場合は、主たる用途の区分に面積を記入するとともに、従たる用途を（　　）内に記入する。

(2) 保育室等の内訳

○　保育室及び預かり保育室については、部屋の間取り等で区分しそれぞれの面積、室数を記入する。

(3) 旧園舎の状況

○　旧園舎の全てについて、建物名称、構造、建築年度、面積を記入する。

○　処分方法は「継続使用」「改修使用」「〇〇へ転用」「取り壊し」「一部取り壊し」などの区分を記入する。

○　取り壊す場合は耐力度点数、取り壊し時期を記入するとともに、当該園舎の建設時に国庫補助金が交付されていた場合は、その交付年度を記入する。

(4) 工事費

○　工事区分に従って、工事費の見積額を記入する。

(5) 工事期間等

○　契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

園舎の構造区分

<table>
<tr><th rowspan="2">構造区分</th><th rowspan="2">表示</th><th colspan="4">主要骨組み部分</th></tr>
<tr><th>柱</th><th>床ばり</th><th>けた、銅差</th><th>こう配屋根の小屋組み</th></tr>
<tr><td>木　造</td><td>W</td><td>木材</td><td>木材又は鉄材</td><td>木材</td><td>木材又は鉄材</td></tr>
<tr><td>鉄筋コンクリート造</td><td>R</td><td colspan="3">鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨</td><td>鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨</td></tr>
<tr><td>鉄骨造</td><td rowspan="2">S</td><td colspan="5">鉄骨</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの　［例］石造、れんが造、ブロック造</td></tr>
</table>

3.　屋外教育環境整備

○　事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	当該施設が備えるべき要件
屋外運動広場	木登りの森	複数の高木が平面的広がりを持って植えられていること。
	相撲の芝生	まとまった範囲に芝生が植えられ自由に立ち入りできること。
	冒険の丘	地形の起伏あるいは築山を利用し昇り降り等の運動ができるよう配慮されていること。
	アスレチックコース	複数のアスレチック遊具があること。
	マラソンコース	グラウンドや自動車の通行と区分された走路であること。
	花のトンネル	つる性の植物等により、その下をくぐって運動できるように配慮されている施設であること。
	プレイコート	舗装及び改良を施したコートがあり、球技やボールゲーム等ができること。
屋外集会施設	屋外ステージ	ステージ及び観客席（いすである必要はない）をもつこと。
	語らいの広場	芝生、ベンチ等があり多人数で語らいができること。
	ふれあいの小径	教師と園児又は園児相互の交流を図れるように配慮された施設であること。 （散策路、遊歩道等）
	炊さん場	屋外炊さん及び食事が多人数でできること。屋外給食施設を含む。
屋外学習施設	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫にふれあうためのみどりの場であること。
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること。
	自然体験広場	水性植物や魚等を観察するための小川や池等で、自然（みどり）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること。

○　事業の内容、因数、数量等を簡潔に記入するとともに、公時の見積もり額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

4. エコ改修事業

○　事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	事業概要
新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	・風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
省エネルギー・省資源型		・断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果を高めるために自動水洗や節水型便器への更新 ・中水利用：敷地や屋根等から集めた雨水を再利用貯留槽等に貯め、ろ過等の処理をしてトイレの洗浄水や園庭の散水、園内の池等に利用及び施設内で発生する排水をろ過等の処理をして、トイレ洗浄水等に利用
緑化推進型	園庭芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り（人工芝を除く。）等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑	・建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる。
木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

○　事業の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

5. 耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、バリアフリー化工事

○　対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。

○　工事等の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事等の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

6.　内部改修工事

○　区分は、交付要綱別表１に基づき、衛生環境改善、園舎の一部改修のいずれかを記載する。

○　対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。

○　工事の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

【別紙様式２】

令和　　年度私立幼稚園施設整備費　補助金（変更）計算書

幼稚園名　0

1　新築・増築・改築

(1)基準面積

①計算上の学級数

区分	幼児数	左÷35（切上）
満３歳児		0学級
３歳児		0学級
４歳児		0学級
５歳児		0学級
計	0人	0学級

N

↑定員と現員いずれか小

②基礎面積の計算

区分	基礎面積の計算式	
N＝１～２	307+209(N-1)=	㎡
N＝３～５	725+161(N-3)=	㎡
N＝６～８	1,208+168(N-6)=	㎡
N＝９以上	1,713+161(N-9)=	㎡

0

③預かり保育の面積加算

預かり保育	面積加算
20人以下	88 ㎡
21～35人	132 ㎡
36人以上	176 ㎡

②＋③＝　㎡ ←A

(2)保有面積

区　分	保有面積	
健全建物	㎡	←B
危険建物	㎡	←C
計	0 ㎡	←D

(3)取り壊し面積

区　分	取り壊し面積	
健全建物取り壊し	㎡	←E
危険建物取り壊し	㎡	←F
計	0 ㎡	←G

(4)新増改築面積

区　分	面積	
建築面積	㎡	←H
純増面積	0	

↑H－G＝I

(5)補助資格面積

区　分	計　算　式	面　積	左のうち最小面積	R造以外は左÷1.020
改築	A－B	0 ㎡	0 ㎡	㎡
	C	0 ㎡		
	H－E	0 ㎡		
預かり保育事業等の実施に伴う改築	G	0 ㎡	0 ㎡	㎡
	H	0 ㎡		
新増築	A－D	0 ㎡	0 ㎡	㎡
	I	0 ㎡		

↑J

(6)補助事業に要する経費

工事請負契約金額 (A)	補助対象外経費 (B)	補助事業に要する経費 (A-B) (C)	建築面積 (D)	建築実施単価 (C÷D)
		0円	0㎡	

↑K

(7)国庫補助金の算定

補助資格面積	補助単価	補助対象工事費	補助率	補助金の額
		0千円	1／3以内	
計	0円/㎡	0千円		0千円

↑J　↑Kと予算単価のいずれか小

2　屋外教育環境整備，耐震補強工事，防犯対策工事，アスベスト等対策工事，エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事

(1)補助事業に要する経費

区　分	工　事　内　訳	（工事量）	補助事業に要する経費	左のうち補助対象工事費
				0千円
				0千円
				0千円
計			0千円	0千円

↑L

(2)国庫補助金の算定

補助対象工事費	補助率	補助金の額
0千円	1／3又は1／2以内	
計		0千円

↑L

【補助金計算書の記入要領】

1. 新築・増築・改築（該当事業を〇で囲むこと。）

(1) 基準面積

① 申請年度における年齢毎の定員又は現員（新設及び定員増に係る増築の場合は予定数）のいずれか少ない幼児数を３５人で除し、計算上の学級数…Ｎ を求める。

② 計算上の学級数…Ｎ に応じた基礎面積を求める。

③ 下記により算出した預かり保育対象園児数に応じた加算面積を求める。

④ 基礎面積に預かり保育加算面積を加え基準面積…Ａ を求める。

⑤ 申請年度の前年度における月別預かり保育延べ園児数の実績を添付すること。（様式任意）

（預かり保育対象園児数の算出方法）

1. 申請年度の前年度の４、５、６、７、９、10、11月の実績で、１日当たりの預かり保育対象園児数を次の計算式により求める。（新たに預かり保育を実施する場合は計画による） (1) 当該月の預かり保育延べ園児数÷当該月の保育日数＝当該月の１日当たりの預かり保育対象園児数 (2) (1)で算出した対象月毎の園児数を合計し、７で除した数を預かり保育対象園児数とする。
2. 預かり保育の面積加算の対象となるのは、年間を通じて、１日２時間以上継続的に幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）を実施する場合とする。

(2) 保有面積

① 保有している建物面積を健全建物と危険建物に区分して記入する。

② 危険建物は次の基準による。

区　　分	危険建物に区分する基準
木造建物	耐力度がおおむね5,500点以下の建物又は建築後24年を経過した建物
鉄筋コンクリート造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後50年を経過した建物
鉄骨・その他造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後35年を経過した建物

③ 豪雪地帯等の地域事業又は建物の配置上等の事情により、危険な状態にある建物を交付決定年度の前年度以前に取り壊す場合で、文部科学省が事前に認めるときは当該建物を改築の対象とすることができる。

(3) 取り壊し面積

取り壊し面積を、健全建物、危険建物毎に区分して記入する。

(4) 新増改築面積

① 建築面積は下記により算出した面積を記入する。

② 純増面積は建築面積から取り壊し面積を控除した面積を記入する。

（建築面積の算出方法）

1. 建築面積は、建物毎に、壁（腰壁は除く、以下同じ）や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の、床面積の合計とする。
2. 床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の延面積に１平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
3. エレベーターやリフトのシャフト部分など、通念上床面積に含まれる部分は床面積に参入するが、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。 (1) 屋内運動場のギャラリーなどで日常利用されず補助的通行に利用される内のり２メートル以下のもの (2) 天井高又は床下高２メートル以下の中２階など (3) 建物の外部に固着した内部の高さ２メートル以下の部分 (4) 二重窓の室内部分

(5) ひさし、ぬれ縁、ポーチ、アーケード、壁で囲まれていない外部階段、バルコニー、ピロティーなど
4. 次に掲げる建物以外の工作物は床面積に算入しない。 ○吹き抜けの渡り廊下　○柱と屋根のみで壁のない独立した構造物 ○内部の高さが２メートル以下の独立した構造物　○簡易な小規模構造物 ○土地に固着した囲障　○貯水池　○水泳プール　○野球のバックネット　○鉄棒 ○井戸　○百葉箱　○フレーム　○ピットなど
5. 幼稚園と保育所において、保育上支障のない限り施設や設備を相互に共用するなど施設の共用化等を図ることができるが、その場合において、共用部分に保有面積については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して算定するものとする。

(5) 補助資格面積

改築、新増築の区分に応じた計算式により、補助資格面積…Ｊ を算出する。

(6) 補助事業に要する経費

国庫補助対象経費を建築面積で除すことにより、建築実施単価…Ｋ を算出する。

(7) 国庫補助金の算定

補助単価は、建築実施単価と毎年度の予算単価のいずれか低い単価を記入する。

(8) 端数処理

建築実施単価及び補助単価は１円未満の端数を切り捨てる。

補助対象工事費及び補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(9) 建物の構造に応ずる補正

上記の(2)保有面積、(3)取り壊し面積、(4)新増改築面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に係る部分があるときは、当該部分の面積に1.020を乗じて面積を補正する。

2. 屋外環境整備、耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 工事内訳

必要に応じて工事内訳明細書を添付する。

(2) 端数処理

補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

【別紙様式3】

新設学校法人に関する調書

学校法人名

1.学校法人の設立代表者と理事長について

区　　分	氏　　名	学校法人設立に至るまでの経緯
設立代表者		
学校法人理事長		

2.学校法人が継承する園舎建築費に係る債務状況

園舎建築費総額				園舎の建築面積	
承継前	支払済	金額	支払(予定)年月日	支払いの相手方	支払財源の調達方法
		円			
計					
学校法人設立年月日			債務の承継年月日		園舎の引渡し年月日
承継後	支払済				
		(小計)			
	支払未済				
		(小計)			
	計				
合計					

(注)1. 債務の承継前における支払財源が借入金等の負債によるものについては、「承継前」の金額欄にかっこ書きで記入し、
「承継前」の「支払済」又は「支払未済」のいずれかに該当する欄に、債務承継後の処理状況を記入すること。
なお、かっこ書きの金額は、「計」及び「合計」の金額には算入しないこと。したがって「園舎建築費総額」と「合計」の金
額とは一致する。

2. 参考資料として設立時における財産目録を添付すること。

【別紙様式４】

耐　震　性　能　判　定　表

設　置　者　名		幼稚園名			
建　物　階　数		構造の種類	ＲＣ　Ｓ　ＳＲＣ　その他（　）		
耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面　積	左のうち今回診断対象分	
			㎡	㎡	
適用した方法	第２次診断　第３次診断　その他（　）				
Ｉｓ（Ｉｗ）又はqが不足の方向・階	けた行き	はり間	Is（Iw）が最低の方向・階		
	１階　２階　３階	１階　２階　３階			

耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合その補強・改修方法を○で囲み、（）内に箇所数を記入
Eo			RC壁　：　増設（　）　補強（　） RCそで壁　：　増設（　）　補強（　） RC柱　：　増設（　）　補強（　） ブレース　：　増設（　）　補強（　） 耐震ｽﾘｯﾄ　：　増設（　）　補強（　） 基礎　：　増設（　）　補強（　） 荷重軽減　：　軽減箇所名（　） その他　：（　）
Fes			
Z			
Rt			
Is(Iw)			
q			

耐震工事全体事業費		内、耐震診断（補強設計含）分	
耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見		診断を終了した日	
既存建物の耐震性能の評価			
補強設計と補強後の耐震性能の評価			
診断・調査の実施者の資格及び氏名			

(注)本判定表は、構造別に作成する。なお、非構造部材の耐震対策または防災機能強化のみを実施する場合は作成不要とする。

【別紙様式5】

文　書　番　号

私立幼稚園施設整備費補助交付決定通知書

学 校 法 人 名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、文部科学大臣から次のとおり令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付することに決定されたので、適正化法第８条の規定により通知します。

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事

1.　この補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書に添付された私立幼稚園施設整備費補助事業計画書及び補助金計算書のとおりとする。

2.　補助事業に要する経費、補助対象工事費及び補助金の額は次のとおりとする。
　ただし、補助事業の内容変更により補助事業に要する経費及び補助対象工事費が変更された場合における補助金の額は、別に通知するところによるものとす
ゞ

事　業　名	補助事業に要する経費	補助対象工事費	補 助 金 の 額
計	0円	0千円	0千円

【別紙様式6】

文　書　番　号

私立幼稚園施設整備費補助交付決定変更通知書

学 校 法 人 名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、文部科学大臣から次のとおり令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付することに決定されたので、適正化法第８条の規定により通知します。

令和　　年　　月　　日

都　道　府　県　知　事

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付けで申請のあった事業とし、その内容は変更交付申請書に添付された事業変更計画書及び補助金変更計算書のとおりとする。

2. 補助対象事業に要する経費、補助対象工事費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容変更により補助事業に要する経費及び補助対象工事費が変更された場合における補助金の額は、別に通知するところによるものとする。

事　業　名	補助事業に要する経費	補助対象工事	補助金の額	今回増△減額
計	0円	0千円	0千円	0千円

【別紙様式7】

文　書　番　号
令和　年　月　日

文 部 科 学 大 臣　殿

所在地

学校法人

理事長

令和　年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
事業中止（廃止）承認申請書

令和　年　月　日付け　　文科初第　　号で交付決定のあった私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第１１条の規定により、下記の理由により交付対象事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

1　交付決定額　　千円

2　事業中止（廃止）の理由

3　添付書類
交付決定通知書の写しを添付すること。

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

※書面への押印は原則不要とする。押印をしない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、本枠内に連絡先等を記載すること。

【別紙様式8】

文　書　番　号
令和　年　月　日

文 部 科 学 大 臣　殿

所在地

学校法人

理事長

令和　年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）事業遅延届

令和　年　月　日付け　　文科初第　　号で交付決定を受けた事業について、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第１２条の規定により、下記の通り事業の延長を承認してくださるよう申請します。

記

幼稚園名	事業区分	着工 年月日	工事完成 予定年月日	事業遅延の理由	備考

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

※書面への押印は原則不要とする。押印をしない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、本枠内に連絡先等を記載すること。

【別紙様式９－１】

都道府県名	
学校法人名	
幼稚園名	
設置年度	

令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助に係る実績報告書

1. 総括表

事業名	補助事業に要する経費	補助対象工事費	補助金の額
計	0円	0千円	0千円

2. 幼稚園の状況

幼稚園所在地（変更後）		園地の状況（変更後）		園舎面積（変更後）	

	区分	令和　年度（前年度）			令和　年度（申請年度）			令和　年度（次年度）		
		定　員	現　員	学級数	定　員	現　員	学級数	定　員	現　員	学級数
幼児数等	満３歳児									
	３歳児									
	４歳児									
	５歳児									
	計	0人	0人	0学級	0人	0人	0学級	0人	0人	0学級
	預かり保育									

3. 事業別内訳

(1)　新築・増築・改築

①事業実施後の園舎の状況

（園舎面積　　㎡［構造　　、　運動場面積　　㎡）

保育部門		管理部門	
保育室（　　）		職員室（　　）	
遊戯室（　　）		保健室（　　）	
預かり保育室（　　）		会議室（　　）	
図書室（　　）		相談室（　　）	
教材・器具庫（　　）		PTA室（　　）	
その他（　　）		便所	
（　　）		廊下・階段・昇降口	
（　　）		その他	
計	0㎡	計	0㎡

②保育室等の内訳

保育室内訳		
タイプ１		
タイプ２		
タイプ３		
タイプ４		
タイプ５		
預かり保育室内訳		
タイプ１		
タイプ２		
タイプ３		

③旧園舎の状況

建物名称	構造	建築年度	面積	処分方法	耐力度点数	取り壊し時期	補助金交付年度

④工事費

工事区分	工事費
建築工事費	
解体費	
実施設計費	
計	0千円

⑤工事期間等

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

⑥工事日支払状況

支　払　先	第　1　回　支　払	第　2　回　支　払	第　3　回　支　払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(2)　屋外教育環境整備

事　業　区　分	事　業　細　目	事　業　の　内　容，員　数・数　量　等	工　事　費
計			0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支　払　先	第　1　回　支　払	第　2　回　支　払	第　3　回　支　払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(3)　耐震補強工事等

対　象　建　物				工　事　の　内　容，員　数・数　量　等	工　事　費
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支　払　先	第　1　回　支　払	第　2　回　支　払	第　3　回　支　払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(4)　防犯対策工事

対　象　建　物				工　事　の　内　容，員　数・数　量　等	工　事　費
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支　払　先	第　1　回　支　払	第　2　回　支　払	第　3　回　支　払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(5)　アスベスト等対策工事

事業区分	事業細目	事業の内容，員数・数量等	工事費
計			0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(6)　エコ改修事業

事業区分	事業細目	事業の内容，員数・数量等	工事費
計			0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(7)　内部改修工事

事業区分	事業の内容，員数・数量等	工事費
計		0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(8)　バリアフリー化工事

対象建物				工事の内容，員数・数量等	工事費
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0㎡		0千円

契約年月日		着工年月日		完成年月日	

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

（注）支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

【別紙様式9-2】

文　書　番　号
令和　年　月　日

都道府県知事　　殿

所在地

学校法人

理事長

令和　年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の国の会計年度終了に伴う実績報告書

令和　年　月　日付け　　文科初第　　号で交付決定のあった私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る補助事業について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	交付申請書記載総事業経費 （うち補助対象） （千円）	交付決定額 （千円）
	千円 （　　千円）	千円
	千円 （　　千円）	千円
	千円 （　　千円）	千円

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

※書面への押印は原則不要とする。押印をしない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、本枠内に連絡先等を記載すること。

【別紙様式10】

文　書　番　号

令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助の額の確定通知書

学　校　法　人　名

令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条の規定に基づき下記のとおり確定します。

令和　　年　　月　　日

都　道　府　県　知　事

記

（単位：千円）

事　業　名	確　定　額
計	0千円

【別紙様式11】

都道府県名	

令和　　年度私立幼稚園施設整備費補助の額の確定に関する報告書

（単位：千円）

学校法人名	幼稚園名	交付決定額 A	確定額 B	差額 A-B
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
				0千円
計		0千円	0千円	0千円